

平成 24 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 24 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 24 年 12 月 11 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

| | |
|--------------|-------------|
| 1 番 福田 修 君 | 2 番 橋村 孝彦 君 |
| 3 番 浪瀬 真吾 君 | 4 番 堀 進一郎君 |
| 5 番 滝川 初夫 君 | 6 番 吉永 秀俊 君 |
| 7 番 佐藤 隆善 君 | 8 番 樋口 庄次郎君 |
| 9 番 岡田 伊一郎君 | 10 番 |
| 11 番 本下 利之 君 | 12 番 森 敏則 君 |

2 欠席議員は次のとおりである。

10 番 後城 一雄 君

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

| | |
|-------------------|-----------------|
| 町 長 渡邊 悟 君 | 教 育 長 今道 大祐 君 |
| 副 町 長 小山田 正一君 | 建 設 課 長 松尾 幸彦 君 |
| 総 務 課 長 森 隆志 君 | 町民生活課長 富永 勝 君 |
| 産業振興課長 原田 尚登 君 | 町民福祉課長 西坂 孝良 君 |
| 農 委 局 長 (原田 尚登 君) | 財政管財課長 深草 孝俊 君 |
| 水 道 課 長 下野 慶計 君 | まちづくり課長 松山 昭 君 |
| 教 育 次 長 山口 章 君 | 税 務 課 長 三根 貞彦 君 |
| 会 計 課 長 峯 広美 君 | |

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 山下 美華 君

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 86 号 東彼杵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 87 号 東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 88 号 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 92 号 参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 90 号 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 95 号 東彼杵町嘱託職員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 91 号 東彼杵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 89 号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 93 号 東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 94 号 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 11 議案第 96 号 龍頭泉森林施設等管理棟設置条例を廃止する条例
- 日程第 12 議案第 97 号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日程第 13 議案第 98 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）
- 日程第 14 議案第 99 号 平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 15 議案第 100 号 平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 101 号 平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

追加

- 日程第 1 発議第 5 号 監査請求に関する決議

開 会（午前9時45分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 86 号 東彼杵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

日程第 2 議案第 87 号 東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

○議長（森敏則君）

日程第 1 議案第 86 号 東彼杵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について。

日程第 2 議案第 87 号 東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。

議案第 86 号東彼杵町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてでございます。提案の理由が、地域の自主性及び自立性をたかめるための改革の推進をはかるための関係法律の制度に関する法律。第 2 次の一括法ですけれどもこれの施行に伴いまして公共下水道の構造の技術上の基準等を定める為、本条例を制定するものでございます。詳細につきましては水道課長から説明させます。

次に議案第 87 号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、でございます。提案の理由が、地域の自主性及び自立性をたかめるための改革の推進をはかるための関係法律の制度に関する法律の施行に伴い水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める為本条例を制定するものでございます。詳細につきましては、水道課長から説明させます。適正な審査及びご決定をよろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

議案第 86 号を代わってご説明致します。付属資料としまして概要をまとめたものと条例施行規則を添付いたしております。条例の概要としております資料を見て頂きたいのですが、1 番に改正の経緯としておりますが、国におきましては地域の自主性及び自立性をたかめるための改革を総合的に推進する為、地方公共団体に対する義務付けの見直しや、条例制定権の拡大を行う為関係法律を改正することを内容とします、地域の自主性及び自立性をたかめるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、略して第 2 次一括法でございますが、平成 23 年 8 月に交布されております。これまで法令で定められておりました下水道の構造の基準ですとか、終末処理場の維持管理に関する基準等につきまして、平成 25 年 4 月 1 日までに国で定めています政令を参酌して地方公共団体の条例で制定することと改正されたため、今回東彼杵町公共下水道の構造の基準等につきまして、新たに制定するものでございます。国で定められております政令に記されております基準につきましては、本町の公共下水道の構造及び維持管理において必要かつ基本的な基準であると考えておまして、今後も当該基準により行う事が適切であると判断いたしております。また本町における特別な事情により別の基準を追加する必要がないと判断致しておりますので現行の下水道法施行と同じ基準内容としております。

請求する事項は大きく分けて 2 つございます。1 つ目は排水施設及び処理施設の構造の基準。2 つ目は終末処理場の維持管理の基準です。条例案見ていただきたいと思っております。第 1 条で、条例の趣旨を定めております。第 2 条に 1 号から 5 号まで用語の定義をいたしておりますが、上位法であります下水道法を引用いたしております。第 3 条は排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準を規定いたしました。第 4 条は、第 3 条に定めるもののほか排水施設の構造の基準を規定しております。第 5 条では第 3 条に定めるものの他、処理施設の構造の基準を規定しました。第 6 条は適用除外を規定しました。第 7 条は終末処理場の維持管理に関する基準を定めました。附則の第 1 項、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日からの施行を予定しております。第 2 項では、経過措置を規定いたしております。本条例の施行に関して附則で定めると規定した箇所は、5 箇所ございます。条例第 3 条第 3 号、第 3 条第 5 号、第 4 条第 1 号、第 5 条第 2 号、第 7 条第 5 号の 5 箇所でございます。附則の説明は省略させていただきます。

続きまして議案第 87 号東彼杵町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、でございます。付属資料の条例概要をご覧頂きたいと思っております。

1 番目の趣旨でございますけれども、平成 23 年 8 月に交布されました第 2 次一括法によりまして、これまで国が一律に水道法で定めておりました、水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を、平成 25 年 4 月 1 日までに政令を参酌して地方公共団体の条例で制定する事と改定されたため、今回新たに条例を制定するものでございます。

条例制定の内容について 3 番目の (1) から記載をいたしております。まず (1)、布設工事監督者の配置基準、工事監督者を配置しなければならない水道布設工事でございますけれども、①としまして、水道施設の新設。②として水道施設の増設、または改造。それぞれ現行基準が定められております。本町の平成 20 年度から平成 23 年度の工事实績を見ますと、現行の配置基準に該当する工事は年間 5 件から 14 件ございました。また配置基準以外の工事、これは道路事業ですとか下水道線に伴いまして配水管の布設外工事を行うものが基準以外の工事になります。配置基準につきましては、本町に於いて特別な事情はなく現行の基準通りとしております。

次に (2) 布設工事監督者の資格基準でございますが、2 ページの中段にあります。現行の資格

基準は、①は表に記載しておりますように、一定の教育歴と水道に関する技術上の実務経験年数が規定されております。例えば表の学歴の列の大学の行を見ますと、学校教育法による大学の土木工学科若しくはこれに相当する課程におきまして、衛生工学または水道工学に関する学科目を修めて卒業後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものと規定されております。また土木工学科若しくはこれに相当する課程におきまして、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものと規定されております。また高等学校におきましては、土木課、またはそれに相当するもの課程を修めて卒業後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものとされております。かっこ書きは簡易水道が対象でございます。上段は上水道でございます。②の技術士等の試験合格者であって1年以上の実務経験を有するもの。③としまして10年以上、水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有するものと規定されております。現在上水道施設係は係長以下3名だけでございます。布設工事監督者の資格要件を充たしている職員は係長の1名のみでございます。工事の施工にあたりましては少なくとも監督員と主任監督員の2名がこの資格要件を充たしておく必要があると判断をしております。他自治体の要件緩和措置を参考にしながら、3ページの上段に記載しておりますように3つの要件緩和を規定したいと考えております。④東彼杵町水道事業に於いて、5名以上、簡易水道の場合は2年6ヶ月以上の水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの。なお現行の基準であります短期大学の5年以上及び高等学校の7年以上については削除したいと考えております。⑤水道技術管理者の資格を有するもので4年以上水道の工事に関する技術上の実務経験を有するもの。⑥としてその他、町長が全各号に定める資格と同等の技術を有すと認める者。これにつきましては日本水道協会が実施しております水道技術者研修会を受講した者などの想定をいたしております。以上3つの要件を緩和していきたいと思っております。要件を緩和することによりまして、係員3名のうち係長を含めて2名が工事監督員の資格要件を充たすこととなります。

次に(3)です。水道技術管理者ですが水道施設の維持管理業務を統括する水道技術管理者でございます。水道法第19条第1項により、1人置くことと定められておりまして、本町でも1名配置しております。水道技術管理者の資格も一定の教育歴と水道に関する実務経験に有することによって取得できることになっております。また例外的に実務経験年数のみによっても取得できまた、布設工事監督の資格とも重複していて複雑となっております。①で水道の布設工事監督者の資格を有するもの。②として表にかかげる学歴、水道に関する技術上の実務経験を有する者。③として10年以上、水道の工事に関する技術上の実務経験を有する者。④として厚生労働大臣が認定する講習を修了した者。これは水道法に基づく、水道技術管理者資格取得講習会でございます。本町におきましては、水道法に基づく、水道技術管理者資格取得講習会を受講させておりまして、上水道施設係で資格を有する者は2名おります。基本的には現行基準通りですが、先程説明しました布設工事監督者の資格基準見直しに準じまして、短期大学及び高等学校等の区分を削除したいと考えております。

条文の本文をご覧頂きたいと思っております。第1条の条例の目的。第2条は、布設工事監督者を配置する工事。第3条は、布設工事監督者の資格ですが、第1項の第7号から第9号は要件緩和を盛り込んだものでございます。第3条第2項は、簡易水道にかかわる読み替えとなっております。第4条が水道技術管理者の資格で、第2項は、簡易水道にかかわる読み替えでございます。附則に於いて施行期日といたしております。以上説明終わります。

○議長（森敏則君）

これから一括して質疑を行ないます。質疑がある方は先に議案番号を告げてお願いします。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

今回の法律の改正は、多分震災を受けて下水道の処理場とか下水道の配管工事とかそういったものを耐震性とか加えて、地方の自治体の状況に応じて自分達の所の施設は自分達できちっと、地域の状況に応じて管理をなさいと。そのためにはきちっとした資格を持った人たちを、全国的な共通の資格を持った人たちを配置なさいとということが主な内容ではないかと思えますけれども。

そこで現状をお尋ねしたいと思うのですが、現在東彼杵町における処理はどのくらいの水質基準で放流をされているのか。例えば PH とか COD とか窒素分、塩分はどのくらいなのか。また放流水の水質検査はどのくらいの頻度でされているのか。また大村湾は全国でもまれな二重閉鎖性湾ですから、大村湾の水質基準というのは全国的にも高いので、沿岸沿の町村の自治体では高度処理、二次処理をする自治体が出てきているのですが東彼杵町においては多分、高度処理、一次処理の段階で放流をされていると思うのですが、東彼杵町の処理場を高度処理、二次処理をするような施設にしたらどのくらいの費用が検討されているのかを、その 3 点をお尋ねしたい。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

手元に資料がないものですからこの場では説明できませんので、後程時間頂ければ回答したいと思います。

○議長（森敏則君）

それでは、暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 04 分）

再 開（午前 10 時 09 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

水質検査の項目ですが DOD が限界値 0.4、COD 限界値 0.4、SS1.0、DO0.4、大腸菌群数 0、全窒素 0.01、全リン 0.005 という基準になっております。

—△—△—

Ph が 6.5 以上 8.5 以下でございます。

—△—△—

それから高度処理につきましては、現在しておりませんが、高度処理にするのがどれくらい掛かるのかということでございますが、それは試算しておりません。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

今、COD が 0.4 ということなのですけれども、大村湾の水質が大体 0.28 から 0.3 なのです。大村湾が。0.4 ということは大村湾の平均的な COD よりも高い濃度で放流をされているという事でございますから、やはり本町も大村湾に面して、大村湾の恩恵を受けている町でございますから、なるべくならもう少し処理能力の高い施設を。こういった高い値が出ておりますのでなるべくならこういう事にもう少し配慮していただいて、どのくらいのお金が掛かるかわかりませんが、大村湾の水質はもっと低い水質基準であるということを確認しておいたほうがいいと思います。

○議長（森敏則君）

他に。

○—△—

水道課長。説明不足。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

すみません。説明不足がございました。先程申し上げました限界値の数値を間違えておりましたので。

—△—△—

DOD が 0.8

—△—△—

あとで

すみません。

○議長（森敏則君）

この件につきましては後程委員会のほうで詳しくお聞き下さい。

他に。

4 番議員、堀君。

○4 番（堀進一郎君）

87 号で確認させていただきます。布設工事監督の資格、それと技術管理者の資格この業務内容に関しては分かりましたけれども、今竣工検査する場合に検査員としましては課長だけがしておられるのか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

水道工事の検査につきましては課長が行っています。

○議長（森敏則君）

4番、堀君。

○4番（堀進一郎君）

それでは、この資格基準の中では当然、工事監督者の資格に準じるということになるのですか。身分と言うか基準というかそういう人しか出来ないという事に。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご質問の検査者の規定は特にございません。したがって町長が任命したものであるということですのでその都度やりますので。勿論監督員も職員がおりますのでそういう補助的なものでございますので意思疎通をしながら検査をしていくという事になります。ですから課長ですので、そういう資格はまったくありません。

○議長（森敏則君）

他に。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第86号、議案第87号は総務文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 3 議案第 88 号 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 92 号 参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（森敏則君）

日程第 3 議案第 88 号 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 92 号 参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第88号 職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、職員等の旅費に関する条例、第14条、第15条関係別表の改正に伴いまして関連議案を改正する必要があるために本案を提出いたします。

次に、議案第92号 参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても職員等の旅費に関する条例、第14条、第15条関係別表の改正、それから地方自治法等の改正に伴いまして、関係条文を改正する必要があるため本案を提出いたします。

慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。詳細につきましては、総務課長に説明させます。総務課長。

○議長（森敏則君）

総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして説明申し上げます。まず議案 88 号でありますけれども、この議案 88 号では 3 件の条例改正を。関連する内容でございますので一括して上程をさせていただきました。

さる 3 月の定例議会におきまして、職員等の旅費に関する条例等の一部改正を可決されましたけれども、その折の改正については、旅費の第 14 条の日当を 1,300 円で一本化しました。それと旅費条例の第 15 条宿泊料を 10 千円に一本化しまして、それまでありました町長、副町長、教育長、職員の 7 級から 3 級、職員の 2 級以下の区分を撤廃しておりました。その際関連議案を改正するのを失念しておりまして今になったわけでございますけれども、改正前の別表におきます階層区分の区分けを記述したままである条例がありましたので、今回別表のしほりによった階層の区分を考慮しない条文に改正したく今回上程をしております。

まず第 1 条の、職員等の旅費に関する条例でございますけれども、新旧対照表を見てもらっても分かると思っておりますけれども、用語の意義の中に何級の職務という文言をうたっております、これは別表を改正したことによって区分けがなくなっておりますのでこの条項は要らないという事になりますので用語の意義ということで一本化しまして、「この条例に於いて出張とは、職員が公務のため一時その在勤地を離れて旅行をすることをいう。」という改正をお願いするものでございます。別表を改正した時にこれをしていけばよかったですのですけれども、今現在改正を直すものでございます。

それと関連しまして 2 枚目の、東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例。これにつきましても別表の方に旧条例におきましては、「議長にあつては町長と、副議長及び議員にあつては、副町長及び教育長と同額とする。」ということにしておりますけれども、これも区分けが一本化されましたので、条例の規定による旅費支給の例によって支給するという表現に改正をお願いしたいと思います。

それと第 3 条の東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例。これにつきましても、団長については副町長、副団長、分団長については 7 級から 3 級、その他の団員につきましては 2 級以下という旧条例ではうたっておりますけれども、これも一本化されましたために条例の規定による旅費支給の例によって旅費を支給すると言う改正をお願いしたいと思っております。

以上関連議案 3 件です。別表改正したことにより今回改正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

議案第 92 号もお願いいたします。92 号参考人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正するというところでございます。これにつきましても先程の第 2 条改正をしておりますけれども、これにつきましても参考人の旅費については 4 級の職務にあるものとうたっておりますけれども、その区分けを別表で撤廃しておりますので、この条文を削除したいと思っております。

同じく第 2 条、まず (3)、とびまして (7)。(3) につきましても、「監査委員の求めにより出頭した者」(7) については「公平委員会の証人として喚問されたもの」それぞれの条項を記しておりましたけれども、今回地方自治法、地方公務員法のこれまでの改正で、条項ズレがあつていましたのでその定義がそれぞれ、(3) におきましては、第 199 条第 7 項から第 199 条第 8 項へ条項ズレがあつておりましたのでその改正でございます。それと (7) の公平委員会につきましても地方公務員法の改正規定が、条項ズレがありまして第 8 条第 5 項から第 8 条第 6 項にズレていった関

係でこの条項の改正をお願いするものでございます。それと(4)(5)につきましてはこのたびの地方自治法の改正、9月5日交布されまして来年3月1日の施行でございます。(4)につきましては、地方自治法第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項、所謂議会の常任委員会、議会運営委員会、議会特別委員会におきます公聴会での意見聴取これに出頭したものの関係のうちっておりますけれども、この3つの条項が第115条の2第1項に公聴会として一本化されましたので、このズレを改定するものでございます。それと第5号につきましては、同じく議会の常任委員会、議会運営委員会、議会特別委員会におきます調査審査での意見聴取に出頭する者の条項が、今回改正で第115条の2第2項へ一本化されたものでございます。なお(4)と(5)につきましては附則に書いてありますように平成25年3月1日に施行ということでございますので、その附則で改正を目指すものでございます。以上よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前10時23分）

再開（午前10時28分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。質疑がある方は議案番号を告げて質疑をお願い致します。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。議案第88号、議案第92号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第88号、議案第92号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論をおこないます。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第88号職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次にこれから議案第92号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 92 号参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 90 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に、日程第 5 議案第 90 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 90 号特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、職員等の旅費に関する条例第 14 条、第 15 条関係別表の改正、並びに鳥獣被害対策実施隊員を委嘱するにあたり、所用の改正が必要であるため本案を提出いたします。詳細につきましては総務課長より説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（森敏則君）

総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして説明申し上げます。議案第 90 号につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、改正をお願いするものでございます。

まず第 3 条につきましては、先程の職員等の旅費に関する条例等の関連議案でございましたけれども、これに一括したかったのですが新たな意義を追加する必要がありますので、これを外しての別添案となっております。

まず費用弁償につきましては、第 3 条でうたっております旧におきまして、「各種委員会委員長及び監査委員は、副町長及び教育長と同等。その他の特別職員は、7 級から 3 級までの職務にある者と同額」とこれについては、日当 1,300 円、宿泊料 10 千円と全てを統一化されましたので、新しい法では、規定による旅費支給の例によって支給するというところで、第 88 号と同じ様な改正をお願いするものでございます。

それと新たに各種委員の別表の改正をお願いします。今回新たに鳥獣被害対策実施隊員の追加をお願いするものでございます。これにつきましては予算計上額ということで、今回補正第 6 号で予算を計上しております。内容につきましては産業振興課の管轄でございますけれども、これにつきましては時間給で報酬を支給するような形になっております。1 時間 970 円ということで補正をあげているところでございます。以上よろしくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

それでは、これから質疑を行ないます。

1 番議員、福田君。

○1 番（福田修君）

鳥獣被害対策実施隊員というのは、これは町の職員さんのことですか。違いますか。一応お聞きした所では、町職員さんと猟友会の人たちというふうなお話をお聞きしているのですが、その人員は何名くらいの人を予定されているのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

現在までは農政系の職員4名でしたけれども、今回新たに民間の隊員ということで猟友会の方を7名お願いしております千綿猟友会の方が4名、彼杵猟友会の方が3名でございます。

○議長（森敏則君）

1番議員、福田君。

○1番（福田修君）

この猟友会の方たちを交代としてやられるということですが、これは猟友会の人であれば鉄砲で撃たれるということなのですか。

○議長（森敏則君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

現在、今回新しく囲い罠を3ヶ所くらい予定しております。3m×3mの囲い罠を考えておりますので当然鉄砲がいるのかなということで鉄砲を使える人もお願いしております。

○—△—

全部ではないとやろ。

○—△—

はい。

○議長（森敏則君）

1番議員、福田君。

○1番（福田修君）

鉄砲を使われるという事は禁猟区と禁猟区ではない所があります。そういう場合の処置を、例えば囲い罠を作られる場合、そこにえさを置いてある程度餌付けみたいにして寄ったときに捕まえるというふうなことなのですが、これは禁猟区外のところで猪をしとめるということは出来るのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

基本的に今は年中駆除が出来るよう申請をしておりますので

○—△—

違う、場所

○—△—

違う、私がちょっと間違えましたので

○議長（森敏則君）

1番議員、福田君。

○1番（福田修君）

先程言葉を、禁猟区と禁猟区内とそこのところを間違えましたので、禁猟区内に囲い罟を設置されるのですか、それとも禁猟区外に設置されるのか、それによって例えば禁猟区外での鉄砲の発砲というのは出来るものなのかどうなのかと疑問に思っていたものですから、そこをお尋ねしたのですが。

—△—△—

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

禁猟区あたりが、例えば龍頭泉周辺がございますので後程確認をしてお知らせしたいと思しますのでよろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

他に。

他に質疑がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 90 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定よって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 90 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論をおこないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 90 号特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 95 号 東彼杵町嘱託職員に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に、日程第 6 議案第 95 号 東彼杵町嘱託職員に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 95 号 東彼杵町嘱託職員に関する条例の一部を改正する条例。提案の理由といたしまして、職員等の旅費に関する条例、第 14 条、第 15 条関係別表の改正、並びに給料の額改定を行うにあたりまして、所要の改正が必要であるため本案を提出するものでございます。詳細につ

いては総務課長から説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（森敏則君）

総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりましてご説明申し上げます。平成23年3月に可決頂きました嘱託職員の条例に関する事でございますけれども、今回第5条給料等、第6条旅費の改正をお願いするものでございます。前後しますけれどもまず第6条の旅費の関係につきましては、先程来「の規定、今回嘱託職員2級以下の旅費相当」とありますけれども、今回枠を撤廃した関係で「の規定による旅費支給の例によって旅費を支給する」ということで第6条については改正お願い致します。

それと第5条につきましては、今回一般事務に係る嘱託職員については、職員の給料表によって支給しておりましたけれども、「1級1号給」を今回新しい年度、4月1日から「1級5号給」。それと同じく4の技能労務職に係る嘱託職員、所謂給食センターにおられる方の職員については、これも同じく「1級1号給」を「1級5号給」にお願いしたいということでございます。現在今回の給与改正の条例対象、そして現在24年度勤務されておられる方は、対象者が一般事務嘱託職員8名、給食センター現場の嘱託職員5名、13名が今回の対象者でありまして、正規職員の代替的な業務をお願いしているものでございます。昭和の時代から嘱託職員の月給につきましては、一般職員の給料表を行一の「1級1号給」を給しておりますけれども、それぞれ給料表については人事院勧告によりまして変動がありましたけれども、ここ数年経済低迷からの給料表の変動がなく、130千円台を推移しております。特に平成20年度から現在までの5年間は135,600円になります。平成25年度から月額給与については、過去の推移や他自治体の状況を考えまして単価の改定をお願いするものでございまして、2項の一般事務については「1級1号給」は135,600円でございます。これを「1級5号給」140,100円、4500円の増をお願いしたいということでございます。それと現業職の4項、技能労務者につきましては「1級1号給」現在121,600円ですが、「1級5号給」については125,400円、3,800円の増。それぞれ4,500円、3,800円増加で改正をお願いしたく今回の条例を提案しております。以上よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

これから質疑を行いません。質疑があるかたはどうぞ。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

今総務課長の話を聞きますと値上げを、嘱託職員の給与が上がるということなのですが、現状をみますと国家公務員の給与も下げなければとか県職員の退職金もあと2年すると減るといいう状況の中で、長期にわたって値上げをしていなかったから今回は少しアップをするというお話しなのですが、今になって急に値上げられたのはどういうふうな理由からなのか。

それともう一つ、近隣の自治体の嘱託職員の対応と比べて現在、本町の嘱託職員の対応はどういうふうな状況になっているのかをお聞きしたい。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず1点目の急に上げられるといいますが、先程総務課長が申しましたように、平成20年からそのまままったくアップしていないものですから、本来ならば給与改定が先、随時あげていくべきなのでしょうけれども、そこをまったくやっていなくてそれ相応に時間給の改正等を先程お願い致しておりますので。時間給の見直し等も今後改正していこうと思っております。最低賃金等も上昇してまいりますので、その辺の兼合いもあわせまして今回お願いしたいと考えております。処遇につきましては総務課長から説明させます。総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

補足説明をいたします。平成23年の3月に嘱託職員条例を定めて頂きました。この時は私が提案したわけですが、給料表についてこれでいいのかと思う状態であったのですが、その時はとにかく条例をなんとかかしたいというものがあつたものですから、その時考えていけばよかつたのですが、現在に至っている状況でございます。

現在雇用している嘱託職員には、正規職員と同等な業務をお願いしております。また過去の嘱託とは違ひまして現在権限委譲とかもあつて事務業務も多くなつておりまして、職員並みの仕事をされているという事は自他とも認めることございまして、無理を強いているところもございまして。定員管理上あるいは経費の面から職員の代替として勤務してもらつておりますけれども、職員並みの職責を全うされているということは確かございまして、各自治体でも非正規職員の増加が最近の実態でもありますし、雇用主の責務という点からでも今回処遇の改善の方策を検討したところでございます。

それと他市町の状況でございますけれども、嘱託職員という条例化をしましてやっている所はあまりございません。要綱なり、あるいは要綱も作っていないという所もありまして条例については遅れているという状況でございます。そういう関係で川棚町にはこういう嘱託職員は存在しません。波佐見町には一般事務の嘱託職員が5名存在されております。それと給食センターにも嘱託職員が存在されておりますが、波佐見町については今回改正の「1級5号給」を採用されておまして他に期末手当もあります。そういうことで波佐見に合わせたという感じになりますけれども、大村市につきましては月額169,200円。それと嘱託職員がいる所を調べました。大村市が169,200円、時津町が160千円、壱岐市が140千円となつておましてそういう状況で、特に県の嘱託職員も調べましたけれども、月額148千円と期末手当となつておる状況でございます。それと県の機関誌とか調査したのをみますと、非正規職員、今回のような嘱託職員については120千円未満が15%。120千円から140千円、所謂130千円台が15%。それと140千円から180千円が42%。180千円以上が23%ということです。今回改正するのは140千円ですけれどもだいたいその辺が高校一般職員でいいますと、高校新卒者の給与141千円でございます。この程度少なくともやらなければならないのではないかなということで判断をいたしました。勿論この方たちは昇給しません。1年契約ですので。少なくとも高校卒業程度では支給が妥当ではないかということをお判断しております。特に今回の給与につきましては議会の承認無しでは値上げはできませんので、現時点におきましてはこれが精一杯かなという感じでございますけれども、以上が提案の説明です。よろしく申し上げます。

○議長（森敏則君）

これから質疑を行ないます。ある方はどうぞ。

7 番議員、佐藤君。

○7 番(佐藤隆善君)

本来ならば、正規職員で退職者の補充をしていくとかそういう努力をしていかなければならぬのに、安易にこの嘱託職員で補完すると言うのは間違いではないかと私は考えを持っております。経費削減とかいうことは当然頭の中に入っておりますが、こういう言い方をしたら失礼ですけども、正規職員を雇用して町内に定住をさせる、これが理事者としての基本的な考え方ではないかと思うのです。安易に嘱託職員に頼って高卒程度の給与で 1 月雇うというのは邪道も邪道で、どこからそういう発想が出てくるのかという事まで言わざるを得ないと思います。このことについて町長、どのようなお考えですか。

○議長(森敏則君)

町長。

○町長(渡邊悟君)

言われる事はごもっともなのですけれども、この東彼杵町は、東彼杵町が出来て以来この体制が今まで 50 年以上続いております。そういう事で改善はしたいわけですが非正規雇用ではなく正規雇用にしたいわけですが、今の財政力ではどうしてもきれいとばかりいえないわけですのでどうしても無理をせざるをえないということをお願いしている訳でございます。極力方針としては、正規職員でカバー出来るように、例えば今団塊世代が過ぎましてかなりその後の職員さんが大量に退職されます。一時的には多く採用したいと考えております。そういう事で、したいのですけれども応募がないのが実際でありまして、あるいは能力的にも合格点に達しない方もいらっしゃるものですから、なかなか苦慮しております。考え方はいつも言っておりますとおり、3 名やめた場合はその倍くらいを雇用して正規職員でやっていきたいと考えております。非常に財政力がない町ではこういう苦肉の策をやりながら嘱託職員、あるいはパートの方をお願いしながら行政運営をせざるをえないのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長(森敏則君)

7 番議員、佐藤君。

○7 番(佐藤隆善君)

おっしゃる事はうなずける点もあるのですけれども、今回のこの嘱託職員で安易に補充をしていく、それから給食センターについても 5 名、半分は嘱託です。こういう中途半端といった言葉が悪いですが実際そうだと思うのです。こういう運営でいいのかとなってくるのです。だからこういうところも含めたところで町長もう 1 回、今おっしゃたように新規職員を、先程副町長がおっしゃったように新規職員にしても水道の職員でも専門職がいないと。当然です。魅力がないから来ないわけです。公務員志向というのは全国的にありますけれども、1 回入ったら辞めたという人がまた出てきているわけです。現に。中途退職者が何人いますか今。だからそういう点も考えてそれで先程少し言いましたけれども、町内に居住をする職員を是非今後雇ってください。これとは直接関係ありませんけれども、他所から来て他所から通われたら災害の時でもなんでも役にたたないでしょう。町内に住みたくない職員さんは辞めろとは言えないのですけれども、結局初めから応募しないでくれということは、前の町長は憲法上とか難しい言葉でおっしゃったのですがそんなことを言っているのじゃないです道義的に。だからこの嘱託職員 8 名を半分の 4 名を一般の職員にして町内に住ませるという手もあるということを私は申し上げたいのです。だか

ら安易に嘱託、嘱託ということで頼らないでくれと。一般職で今から雇えばどうですか。やってみたら町長。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今後研究してまいりますのでよろしく願いいたします。

○議長（森敏則君）

次に9番議員、岡田君。

○9番(岡田伊一郎君)

町長にお尋ね致します。嘱託職員の年数、最高で何年嘱託でおられるのか、こういう基準があるのか、何年で嘱託を交代してもらおうのかその点についてちょっとお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

基準はありません。何年間雇用とかなと思います。1年1年が雇用でございますので、たまたま連続して雇用しているということが実態じゃないかと思います。詳細につきましては総務課長から説明させます。総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

一般の嘱託職員8名のうち今ちょっと年半ばでいいますけれども、4年半を経過するものが2名います。それと3年半を経過するものが3名います。2年半を経過するものが1名、それと半年しか来ていない人が1名います。そういう状況でございます。

先程町長が言いました様に、何年という期限はございませんけれどもその辺のところの設定は町長が言った通りです。

それと給食センターにつきましては、4年半が1名、3年半が3名、2年半が1名ということでございます。以上です。

○議長（森敏則君）

9番議員、岡田君。

○9番(岡田伊一郎君)

私の質疑の仕方がおかしかったのですが、1年1年継続年数をお尋ねしたかったのですけれども。千綿支所の方が何年ですか。議会からずっと嘱託ではなかったかなと。

—△—△—

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

千綿支所勤務の方はパートでお願い致しております。

○議長（森敏則君）

9番議員、岡田君。

○9番(岡田伊一郎君)

以前は 10 年嘱託で経過したら交代してもらおうというような暗黙の了解というかそういうのがあったかと思うのですが、この点町長、同じ人がやっぱりずっと継続してされた方が職務上はしやすいと思うのですが、子育てとかそういう時期に収入が要る方に対して門戸を拓けるといような形の嘱託の仕方いかがでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

やっぱり 10 年というのは長すぎかと思っております。実際は。私が就任しまして 1 年半ですの
で、私が就任して間もなく誰か辞めてくださいと言うのは酷な話でございますので。そういう事
は出来ませんので。時期を見ながら適正な、今おっしゃたように子育て中のお母さん達が、仕事
がないということで門戸を開いていくことを考えております。ですから公募したときは応募して
もらえば一番いいのですが、なかなか人材がふさわしいかどうかというのが問題ありますけれど
も。そういうところは、今後長期化に亘らないように施策はもっていこうと努力したいと思いま
す。

○議長（森敏則君）

他に。

11 番議員、本下君。

○11 番（本下利之君）

今総務課長からいろいろ賃金等の報告がありましたけれども、町長がいるときに聞いておかな
くってはならないですけれども、東彼杵町もだいたい企業関係でも世帯収入でもどのくらいが基準
になっておりますか。わかればご説明いただきたいと思っておりますけれども。

—△—△—

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

東彼杵町の基準世帯収入というのは時間をいただければ何か調べる方法があればいいのですけ
れども、税とか所得とかその辺から逆算していくしかないと思うのです。まあ時間があれば調べ
まして会期中に分かればお知らせしたいと思います。

○議長（森敏則君）

11 番、本下君。

○11 番（本下利之君）

実は今金額を 140 千円と設定されておりますけれども、これは東彼杵町内での所得にしたとき
には非常に大きな収入になっているのではないかという判断のもとで質問をしているわけですが
けれども、他市町村の場合はいろいろな企業がはいってそれなりの所得があるかと思いますが、東
彼杵町の現状を見た場合に、臨時職とかあるいはパートとかそういう方達が夫婦でつないで生活
される所が主ではないだろうかというふうに私は判断しておりますので、140 千円の給与を
支払われるということになればやはり、それなりの大きな企業に匹敵するわけですので採用され
る時あるいはそういう人達の扱いというのは非常に慎重にしなければいけないというふうに考
えております。過去のことを言っただけですけれども、非常にわかりにくいところで採用されたり、
あるいは辞めることは聞いてはおりませんが、ありますので、しっかり公平な目で裁いていただ

きたいなというふうに思いますが。よろしく申し上げます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

パートの方とか嘱託の方の採用の仕方を若干言いますと、嘱託職員につきましては公募をしまして、簡単な事務的なテストをしましてその中で優秀な方をお願いするようにしております。パートの方につきましては、特に試験採用しませんけれども、履歴書を役場の方に、願書的なものですけれども出して頂いて特に選抜はしておりません。特にそういう情報があれば別ですけれども。通常出していただければ言葉が悪いですけれども、順番的なもので逆に不足しているのが人材がいらっしやいません。だから同じ人に固定してしまうわけですからどんどん町民の方も応募していただいて町の仕事あたりを応援していただけたらと思いますので。そういう採用の仕方をしております。従いまして分かりにくいところとか一切しておりませんのでよろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 95 号は総務文教厚生常任委員会に付託します。

○議長（森敏則君）

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前 11 時 00 分）

再 開（午前 11 時 10 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。先程福田議員の質問を保留しておりましたので答弁をします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

産業振興課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

先程の質問ですけれども、禁猟区につきましても申請を出して許可が出れば駆除が出来ますということです。

○議長（森敏則君）

よろしいでしょうか。

○議長（森敏則君）

次に、日程第7に移ります。

議案第91号 東彼杵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第91号 東彼杵町税条例の一部を改正する条例。

提案の理由が、東彼杵町税条例中、引用すべき法律が公布されたことに伴い法律番号の修正改正を行うとともに、規定の整備を行なう必要があるため本案を提出いたします。詳細につきましては税務課長から説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。税務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦君）

それでは町長に代わりまして説明を加えます。事前に配布しておりました東彼杵町税条例一部を改正する概要をご覧頂きたいと思います。今回の改正は只今町長から提案理由について説明がありましたように、税条例中、引用すべき法律が条例改正を行ったのちに公布されたことに伴い条例改正時空白としていた法律番号の修正改正を行い、あわせて台帳分は本町の電算上の例規と条例（例）としておりますけれども、昔条例準則と言っていたものでございますけれども、それと対照した結果、本来相違してはならない個所の修正を行うものです。なお本町の税条例と相違する箇所の課税については条例に基づかない課税となっておりますけれども、上位法に基づく課税を行っておりますので、税額自体は問題ないものとなっております。改正箇所については、概要書3項に新旧対照表のページにも記載しておりますので、この説明は省略させていただきますけれども、概要書の2項にあります(1)、第51条第1項第5号及び第6号、町民税の減免を規定したところです。(2)、第76条第1項及び第2項、これは固定資産評価員の設置規定でございます。それと(3)、90条、これは身体障害者等に対する軽自動車税の減免を規定したところですけれども、今回の改正時新たにこれは改正を加えておりますので、この3項目について説明を加えたいと思います。それでは、新旧対照表11ページの方を見てください。第51条町民税の減免の取扱を規定した条文ですけれども、1号から4号は新条例で省略となっておりますが、1号生活保護の規定による保護を受けるもの。2号は当該年において所得が皆無となった為生活が著しく困難となったもの、またはこれに準ずると認められるもの。3号は学生及び生徒。4号は公営社団法人及び公営財団法人。5号は地方自治法に基づく地縁による団体。第6号は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人となっておりますが、地震と天変地異による天災等による被災者に対する減免規定が本町はございませんでしたので、そういうこともございまして旧条、第51条第1項第6号を第5号とあわせまして、第5号としまして、第6号に、前5号に掲げるものを除くほか、天災その他特別の事情があるものの追加規定したものでございます。

16ページを開いてください。第76条固定資産評価員の設置を規定した条文でございます。固定資産の評価員については、地方税法第404条第1項で市町村長の指揮を受けて固定資産を適正

に評価しかつ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に固定資産評価員を設置するという規定がございます。同じ条文で、第 2 項で固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうち、市町村長が当該市町村議会の同意を得て選任するという規定がございます。3 項も有りますけれども 3 項はとばしまして、4 項で市町村は固定資産を課される、固定資産が少ない場合においては、第 1 項の規定にかかわらず固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせる事が出来るという地方税法の規定が 404 条がございますけれども、旧条例で、第 76 条第 1 項で固定資産評価員の数は 1 人にするという規定がありましたけれども、これまで本来ならば議会の同意を得て選任する必要がありましたけれども、これまで選任しておりませんでした。今回先程言いました様に 404 条第 4 項の規定に基づき、新条例 76 条第 1 項で固定資産評価員の職務は町長が行うことで規定を致しました。あわせて地方税法 405 条に規定がありますけれども固定資産評価補助員を若干人置く規定があるのでありますけれども第 2 項で新しく規定を設けたものでございます。

17 ページお願いします。第 90 条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免の取扱いを規定した条文でございます。条文をそのまま読みますと、「年齢が 18 歳以上の身体に障害を有し、歩行が困難な障害者に対する軽自動車税の減免は、減免する車両をその身体障害者が所有している事が条件となる」というふうに読めるのですけれども、しかし本町の担当者に聞きますと、県税とかあるいは川棚町あたりが、生計を一緒にしている軽自動車等まで減免を実際は拡大してやっていたというふうな事がございます。本来なら条例を改正してやるべきだったのですが、県とか川棚町とかいうことで、平成 24 年度になりますけれども、18 歳以上で生計を一にするものの減免を 24 年に 16 件、112 千円をすでに減免を行っているというふうなことでございます。本来なら減免を取り消す必要があるのですけれども、そういう減免の趣旨にもございますので今回正式に条例を改正いたしまして身体障害者等の為に生計を一にするものが所有する軽自動車等を減免の対象と加えたものでございます。以上説明を終わりますけれども本来税務行政につきましては条例に基づいて行う事が最低の条件でございますけれども、その基礎となる条例がこのように不備でありましたことを深く反省いたしておりますし、納税者の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げたいと思います。それと二度とこのような事がないように研究を行いながら職務に精励したいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。質疑ある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 91 号は総務文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 8 議案第 89 号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に 日程第 8 議案第 89 号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 89 号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。提案の理由と致しましては、行政報告でも申しました通り国民健康保険の算定時、総所得金額及び山林所得金額を合算した額が条例に定める額を超えない世帯の納税義務者につきましては、被保険者均等額及び世帯別平等割額から条例で定める額を、これは均等割額、平等割額にそれぞれ 7 割、5 割又は 2 割を乗じて得た額を減額する訳ですが、この条例で定める額を減じて算定した後、100 円未満の端数を切り捨てる課税になっております。減額する額の端数処理で、円未満の額を四捨五入又は切り捨てることについては四捨の部分の額、又は切り捨てられた部分の額は実質的に減額割合を下回ることになることから、法令に照らし適当ではないとされているが、平成 18 年度あるいは平成 20 年度及び平成 23 年度に減額する額を変更する条例改正を行った折、何れの改正においても 100 円未満の端数を切り捨てた額で減額する額を規定し、平成 18 年度分から本年度分までの 7 年間、当該納税義務者に不利益を与える課税となっております。そのため今回、過去 3 回条例改正で規定した減額する額を、本来定めるべきであった額に遡及して改正し、併せて国民健康保険事業の健全な運営を図ることを目的に、平成 25 年度以降の国民健康保険税の基礎課題額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率等の改正を行うとともに、その他規定の整備を行う必要があるため本案を提出いたします。詳細につきましては税務課長から説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。税務課長。

○議長（森敏則君）

税務課長。

○税務課長（三根貞彦君）

只今町長から提案理由の説明がございました。課税誤りにつきましては、まず納税者の皆様には多大なご迷惑をおかけしております。また返還事務によってはこれからもご迷惑をおかけすることになりますけれども、まずもってお詫び申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは説明を加えます。今回の改正は 1 点目として今町長が申しあげましたように、平成 18 年度からの課税誤りを是正し、不利益を与えた納税者の皆様に課税しすぎた金額をお返しする為の改正。2 点目としましては 25 年度以降の税率を改正するための改正。3 点目としましては現行の条例の不備を是正する為の改正を行うのでございます。

先に 1 点目、2 点目の改正概要について説明したいと思います。事前に配布しておりました東彼杵町国民健康保険税条例一部改正概要をご覧ください。概要書 1 ページに平成 12 年度から税率を改正した内容を時系列でまとめております。昨年度の表中条例上と記載した部分が現在条例に規定してある額でございます。計算上と記載した部分が本来条例に規定すべきであった額を記載しております。差と記載している部分は、条例上の金額から計算上の金額を差し引いた金額を記載しております。平成 12 年度介護保険が始まった年になりますけれども、この時は差がなく正しい改正となっております。平成 18 年度介護納付金課税被保険者均等及び世帯別平等割額を引き上げた年度になりますけれども、被保険者均等割額に 7 割又は、5 割を乗じた額の 100 円未満の端数を単純に切り捨てたことによりましてそれぞれ 50 円の差が出ていて、現状面では法令に照らし適当でない規定となっております。以後平成 20 年度後期高齢者支援金等課税が始まった年でありまして、それから平成 23 年度国民健康保険税の健全な運営を図ることを目的に、税率改定を

お願いした年なのですけれども、差額が生じている部分の規定を誤ってそれぞれ規定をしたというふうな事がございます。結果的に平成 18 年度から本年度までの 7 年間課税誤りが生じ、当該納税者に不利益を与えた課税となっております。そういう風な事でございます。

それでは返還還付額について 2 ページに概要をまとめておりますのでご覧下さい。まず左上の年度別還付額の状況をご覧頂きたいと思っております。この表は年度別に還付する世帯数や還付税額の合計をまとめた表でございます。例えば調定年度の 23 年度の欄を横に見ていただくと、課税年度 23 年度分の行で減額した 822 世帯のうち課税誤りがあった世帯数が 783 世帯で対象世帯の 95%、261 千円の還付が生じます。同じ調定年度のうち 22 年度 21 年度は遡って課税した世帯についての記載でございまして、合計で 23 年度想定分の 263,400 円の還付が生じることになります。そういうことで 7 年間の合計で延べ 4,142 世帯、1,035,700 円の還付が生じているという事になります。尚 18 年度は完納となった納税者の納付状況が 5 年間経っていますので電算上から一応完納となった世帯を削除するという風な事になってございまして、現時点では調べて、完納になっていきますので、あとで計算上の数字は出そうと思っております。19 年同数を計上しておりますけれども、大差はないかなというふうに考えております。また実際 24 年度調定分は残り納期で調整するということになりますけれども、一応還付額として表示は記載させていただいております。

次に左下の還付額段階別の状況をご覧頂こうと思っております。この表は各年度ごとに還付金額の段階別による世帯数をまとめた表でございます。例えば 23 年度を縦に見ていただき、100 円還付する世帯が 46 世帯、最高 1,200 円還付する世帯が 1 世帯で合計 792 世帯に還付が発生するという事でございます。なお最高額の 1,200 円の世帯は被保険者 7 人いらっしゃる世帯でございます。

次に右上の還付合計額の状況をご覧頂きたいと思っております。この表は現段階で計算できる世帯ごとの 7 年間分の還付額を合計し、その金額の段階ごとの世帯数を記載したものでございますけれども、もっとも還付額が多い世帯が 24 年度分も含めまして 3,800 円になっております。

以上 1 点目の課税誤りにかかる概要説明を終わります。次に 2 点目の税率改定の概要をご説明致します。

今回の改正は平成 22 年度答申に基づく改正でございますけれども、本年 11 月 13 日に開催しました国民健康保険運営協議会におきましても、平成 23 年度に引き上げを実施したものの、今尚国保特会で実質単年度収支が 19,000 千円の赤字があるそういったことから引き上げについての承認がなされたものでございます。

それでは概要書 3 ページをお開き下さい。改定する税率は平成 23 年度税率と対比しまして、平成 25 年度税率改正案として記載を致しております。改正する税率は、所得割税率を合計で 1.28%。資産割税率を合計で 1.24%、これは引き下げます。また被保険者均等割額を合計で 3,200 円引き上げ。世帯割平等割額を合計 300 円引き下げるものとなっております。また被保険者均等割額及び世帯割平等割額の改定に伴いまして、特定世帯にかかる世帯別平等割額、低所得世帯に対する 7 割、5 割及び 2 割の減額する額についても表に記載している金額にあわせて改定することになります。この改定をあてはめて試算した表を税率試算と題して記載しておりますけれども、年額約 14,900 千円、平均で約 7.5%引き上げということになります。1 人辺り 6,280 円、世帯辺り 11,322 円が平均でございまして引き上げということになります。また 20 歳から 59 歳まあ 64 歳まででもいいのですが、家族 4 人世帯で資産税が 71,500 円の標準世帯、一応税額を試算した表をページ最後に記載しておりますけれども、また本町では課税所得が 0 から 500 千円の段階でだいたい 45%の世帯がここに当てはまります。それから 500 千円から 1,000 千円に約 17%。1,000 千円

から 1,500 千円が約 12%。1,500 千円から 2,000 千円が約 10%。2,500 千円までで約 5%。合計で 90%の世帯がこの表のどこかに当てはまることとなります。0 から 500 千円の世帯の費用計算で 45%になりますけれども、単純平均で 4,520 円、1 人辺り約 1,000 円の引き上げという事になります。本町 10 期でお願いしておりますので各期では 100 円程度の引き上げというふうな事になります。また記載しております 2,000 千円から 2,500 千円を見ていただきたいのですけれども、そこでは年額 35 千円 1 人あたり 8,750 円。期あたりに戻しますと約 1 人あたり 900 円引き上げという事になります。以上で概要書での説明は終わります、次に改正条文の主な箇所について説明を致します。

まず新旧対照表 18 ページをご覧ください。18 ページ中ごろから 20 ページまで。今回の一部改正の改正附則を記載致しております。概要書で説明しました 1 点目の課税誤りにかかる平成 18 年度分及び平成 19 年度分の改正を附則第 3 項で規定を致しております。条例上の金額を計算上の金額で読み替えて、それぞれ当該年度の 4 月 1 日から適用し算定すると規定し是正するものでございます。同様に 20 年度分から 22 年度分までは第 4 項、23 年度分及び本年度分については第 5 項に規定し税額を是正するものでございます。

次に 2 点目の 22 年度答申に基づく 25 年度以降の国民健康保険税に適用する税率改定につきましては、戻って頂きまして 1 ページお願い致します。第 3 条でございます。基礎課税額、所謂医療に掛かる所得割の税率を。第 4 条は医療に掛かる資産割額の税率を。第 5 条は医療にかかる被保険者均等割額を。第 5 条の 2 は、医療に掛かる世帯別平等割額の特定世帯以外の世帯を 1 号に、次の 2 ページの第 2 号に特定世帯にかかる世帯別平等割額を概要書、先程説明しました 3 ページに記載している金額にそれぞれ改定するものであります。同様に第 6 条から第 7 条の 3 までは後期高齢者支援金等課税にかかる分でございます。それから第 8 条から第 9 条の 3 までは介護納付金課税にかかる税率をそれぞれ改定するものでございます。3 ページ第 12 条及び第 13 条の改正は現行条例の不備を是正する為の改正でございます。3 ページ第 21 条から 6 ページ第 22 条までを削除し改正しましたのは先程言いました、条例準則に合わせる為に改正を行っております。旧条例で第 21 条以降を 2 条繰り下げまして、旧条例第 21 条を新条例 23 条として規定しております。対照がしやすいように新条例第 23 条以降に 21 ページに記載しておりますので 21 ページを開いていただきたいと思っております。新条例第 23 条、国民健康保険の減額という条文でございます (1) 7 割減額。22 ページ (2) は 5 割減額。(3) は 2 割減額の規定でございます。それと 7 割、5 割及び 2 割を乗じて得た額はすべて 1 円単位でおさまりましたので切り上げることなく改正をしております。また第 1 号から第 3 号までかたかなでイの次の細分記号として (1)、(2) と細分記号として使っておりますけれども号表記と間違えやすいので細分表記を () かたかなのア () かたかなのイというふうな細分表記に改めるなどの改正などもあわせて行っております。23 ページから 24 ページまでの新条例第 23 条の 2 及び、第 24 条の規定は旧条例第 21 条の 2、同条第 22 条の条文の規定整理をおこないましてほぼそのままの条文で規定を致しております。24 ページ第 24 条の 2 は 23 ページにあります旧条例第 21 条 2 の 4 行目に規定があるのです。21 条の 2 というのが。旧条例にあったのですが。これまでに他の条文にありながら記載がなかったという所で、これは特例対象被保険者等、所謂非自発的失業者に対する申告を新たに、なかったものですから規定をいたしました。25 ページ新条例第 26 条は規定の整備。旧条例第 25 条は上位法である地方税法、第 15 条に 1 年を限度とする規定があるため、納期限の延長規定は削除いたしました。また新条例 27 条は正式な法律の名称に改正しております。あわせて細分については今日説明したように改正を

行っております。26 ページ旧条例第 27 条納期限ごとの分割金額の端数処理につきましては町税条例第 20 条の 2 に同じ規定があるため今回削除いたしております。戻って頂いて 13 ページをご覧下さい。専決附則になりますけれども、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 6 項、第 10 項、第 12 項、第 13 項、及び第 14 項中、第 21 条、第 23 条と改正した箇所ございますけれども、先程第 21 条以降の条文を 2 条繰り下げましたのでそれに関連して 21 条、23 条改正したものでございます。13 ページの旧条例第 3 項中、(第 3 条) というところがあると思うのですけれども、それ以降にかかる、それと 14 ページにも同じなつれがあるのですけれども、同第 4 項の、第 3 条中以降にも、それから 15 ページ、同第 6 項の、第 3 条中以降にかかる及び 17 ページの第 12 項の、第 3 条中以降にかかる規定はいずれも、所得割の算定並びに被保険者均等割額及び、世帯別平等割額を軽減するかしないかという時に判定する所得があるのですけれども、その所得額の算定方法を規定している条文なのですけれども、条例準則に同じ様な記載がありますけれどもこの言いました部分は、各種控除、人的控除とか社会保険の控除とかをした後の金額で判定をしている市町村の関係の部分で、本町には全く関係のないところが準則にのっているせいもあったのかも知れませんが、これまでの条文の中にありましたのでその箇所については今回削除いたしております。その他の改正につきまして条例の不備な点を改正したものでございます。それでは説明は終わりますけれども、最後に改めまして納税者の皆様に多大なご迷惑をおかけしますこと、並びにおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。説明を終わらせて頂きます。どうもすみませんでした。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。質疑ある方はどうぞ。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番(岡田伊一郎君)

1 点だけ町長にお尋ねしたいのですが。他の市町村も改定とかやっていると思うのですが、まあ人間ですから間違いもあると思うのですが、私前々から思っていたのですが法規係、専門的に担当課がこういう資料を作ってきたときもチェックできるような体制を今後どう町長は考えておられるのか 1 点だけお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご指摘の通りかなり地方分権一括法もありまして、今までは改正があったときは法律と準則もつけて県の見解もつけて市町村にやっておりましたけれども、分権一括法あたりでもまっすぐ本文だけ、ですから町独自で解釈をして制定しなければならないようになってきております。そうなりますと今非常に職員もかなりの高度な技術がいますので、やっぱりそこに専門の法規係等あたりは必要かと思っております。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 89 号は総務文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 9 議案第 93 号 東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 94 号 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に日程第 9 議案第 93 号 東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。日程第 10 議案第 94 号 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 93 号 東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由と致しましては、集落排水施設の利用促進にあたり本条例を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては水道課長に説明させていただきます。

次に議案第 94 号 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。提案の理由は、下水道法施行令の一部改正に伴い、公共下水道へ配慮される規制物質の追加及び排水基準を改定する必要があるため、また、下水道の新規加入促進にあたり本条例を改正する必要があるため本案を提出するものであります。これも水道課長に説明させていただきます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（森敏則君）

水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

議案第 93 号から説明致します。新旧対照表で説明致します。条例第 12 条で使用料及び加入金を規定しております。第 2 項で、新たに施設を利用する者は東彼杵町農業集落排水事業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例第 3 条に定める分担金、及び次の表に定める加入金を納付しなければならないと定めておりまして、受益者負担金に加えて 30 千円の加入金を納付することとなっております。事業が完了する前に加入申し込みがあった土地などの所有者は、中尾地区と音琴地区にありましては 150 千円、西部地区にありましては 160 千円の分担金を納めていただいております。それから事業完了後に新たに施設を使用する方は分担金に加えて加入金として 30 千円を納付することとなっております。これは事業完了後になるべく早期に施設の利用を促す為のペナルティとしての意味あい加入金を定めたものでございます。しかしながら県内の市町の状況をみますと、この集落排水事業及び公共下水道事業ともに、分担金または負担金以外の加入金を課していく自治体がないのが実状でございます。本町におきましては人口減少が続いていることを踏まえまして、また集落排水の新規加入促進をはかるために新たに施設を利用する場合も、分担金のみとして条例第 12 条の加入金 30 千円につきましては廃止しようとするものでございます。

この条例は交布の日から施行することとしております。議案第 93 号の説明は終わります。

続きまして議案第 94 号でございます。新旧対照表をご覧頂きたいと思っております。

条例第 10 条は下水道法第 12 条の規定によりまして、条例に定めているもので公共下水道に配慮される下水について法で定める基準に適合しない場合は、下水による障害を除去するために必要な施設、除外施設といいますが、これを設けまたは必要な措置をしなければならないと規定しています。規制する物質につきましては国の政令で定める基準に従って定めておりますけれども、平成 24 年 5 月に下水道法施行令の一部が改正されまして、新たな指定物質として 1・4-ジオキサンを追加し、基準値を 1 リットルにつき 0.5 ミリグラム以下に設定しています。これによりまして条例第 10 条第 27 号に 1・4-ジオキサンを追加することといたしました。また同条第 15 号に規定しています 1・1-ジクロロエチレンの基準値は、平成 23 年 11 月から 1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下から 1 ミリグラム以下に基準緩和されておりますので、あわせて改正するものがございます。それから条例 16 条は公共下水道の使用料及び加入金を定めております。先程 93 号でもいいました文面でもありますけれども第 2 項で新たに施設を使用するものは、東彼杵町公共下水道事業負担金徴収条例第 3 条に定める負担金及び次の表に定める加入金を納付しなければならないと定めておりまして、受益者負担金に加えて 30 千円の加入金を納付する事となっております。集落排水処理施設と同様で、事業完了後なるべく早期に施設の利用を促す為のペナルティとして加入金を定めているものがございます。しかし県内の状況をみますと負担金外の加入金を課している自治体がないのが実状であります。本町におきましては人口減少が続いていることも踏まえ、また下水道の新規加入促進を図るため新たに施設を利用する場合も、分担金のみとして条例第 16 条第 2 号の表に規定されております加入金を削除しようとするものがございます。なお公共下水道事業につきましては、現在事業継続中のため現在まで加入金は賦課しておりません。以上で説明を終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれから一括して質疑を行ないます。質疑のある方は先に議案番号を告げてお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 93 号、及び議案第 94 号は産業建設常任委員会に付託します。

日程第 11 議案第 96 号 龍頭泉森林施設等管理棟設置条例を廃止する条例

○議長（森敏則君）

次に 日程第 11 議案第 96 号 龍頭泉森林施設等管理棟設置条例を廃止する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 96 号 龍頭泉森林施設等管理棟設置条例を廃止する条例。提案の理由は、建設から 35 年ほど経過した龍頭泉山の家は、老朽化と風雨により屋根及び軒が壊れ、危険な状態であった

ので解体したため、本条例を廃止するものでございます。慎重審議の上、しかるべきご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。質疑ある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 96 号は産業建設常任委員会に付託します。

○議長（森敏則君）

ここで昼食の為休憩いたします。

暫時休憩（午前 11 時 53 分）

再 開（午後 01 時 15 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

日程第 12 議案第 97 号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
について

○議長（森敏則君）

日程第 12 議案第 97 号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 97 号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について。提案理由については、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成 24 年 7 月 9 日に施行され、外国人登録法が同日廃止されたことから、所要の整備を図るものでございます。長崎県後期高齢者医療広域連合の規約を変更しようとするものであります。詳細につきましては町民生活課長に説明させます。慎重審議の上、しかるべきご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町民生活課長。

○町民生活課長（富永勝君）

代わりまして議案第 97 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを説明致します。新旧対照表をお願い致します。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成 24 年 7 月 9 日に施行され、外国人登録法が同日廃止されました。それに伴いまして、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要が生じました。改正箇所につきましては、別表第 2 の備考の 2 号中及び外国人登録原票を削除し、

人口の次の「並びに」を「及び」に改正するものでございます。施行期日につきましては地方自治法第 291 条の 3 第 3 項の規定による協議が整った日から施行するものです。この規約変更につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合を構成する市町の、議会の議決を経て長崎県知事に届出をするものです。よろしく申し上げます。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。質疑のある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それではこれで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 97 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定よって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 97 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第 97 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって議案 97 号長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 98 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）

○議長（森敏則君）

次に 日程第 13 議案第 98 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）を議題と致します。本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 98 号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画につきまして。

提案の理由が、継続事業である道路の拡幅改良を行い、町交通体系の確立に向け、辺地地域の交通の便を図るためでございます。詳細につきましては、財政管財課長から説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（森敏則君）

財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

補足して説明します。議案第 98 号第 4 期の一ツ石辺地の整備期間が今年度、平成 24 年度で満了いたしますが、まだ未改良区間がありますので第 5 期の整備計画を更に頂き、先般知事との協議が整いましたので、議会で議決をお願いするものでございます。計画の中身につきましてご説明致します。

辺地の概要でございますが、構成する町、字の名称は、東彼杵町一ツ石郷。地域の中心地の位置は、東彼杵町一ツ石郷 1,906 番地。宅地の評価額が最高地点でございます。辺地度点数が 115 点。次に公共的施設の整備を必要とする事情は道路整備でございます。辺地地区であるため本地区の交通不便による住民の難渋解消のため、主要幹線道路との接続並びに道路の拡幅改良を行い町交通体系の確立に向け、辺地地域の交通の便を図るということです。公共的施設の整備期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で、継続事業の里一ツ石線改良事業第 5 期の事業計画を定めるものでございます。事業費が 250,000 千円。全額、辺地対策事業債を利用して整備するものでございます。概要図を添付しておりますが、綿打ため池から県道大村嬉野線まで 880m、幅員 5mでございます。以上で説明を終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を受けます。どうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

○議長（森敏則君）

お諮りします。議案第 98 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定よって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 98 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって議案 98 号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について（一ツ石辺地）は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 99 号 平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（森敏則君）

次に日程第 14 議案第 99 号 平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 99 号平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 68,415 千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,674,198 千円とするものであります。

提案の理由といたしまして、今回の補正予算の主なものは、歳出では、土木費町道主要幹線区画線設置工事費及び大野原高原線道路改良事業費など 32,871 千円を追加しております。また民生費に保育所運営費及び障害介護給付費委託料など 16,348 千円追加しております。さらに総務費に高度情報通信基盤整備事業補助金など 5,167 千円を計上いたして財源につきましては、特定財源といたしまして、障害者自立支援給付費国県負担金 9,496 千円、保育所運営費国県負担金 5,655 千円などを追加しております。一般財源には地方交付税を 53,670 千円。それから 23 年災農地等災害復旧事業費補助金、これは瀬越ですけれども 12,425 千円など計上しております。詳細につきましては財政管財課長に説明させます。慎重審議の上、しかるべきご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（森敏則君）

財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 99 号平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）の補足説明をいたします。

22 ページをお願い致します。3 歳出の 1 款 1 項 1 目議会費につきましては、使用料及び賃借料に伴います今後予定する行政調査分の車借上料等追加でございます。

続きまして 2 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、共済費に東日本大震災による公務災害補償基金の補填に対するものと致しまして 192 千円。物件費につきましては、書籍事務用品の追加でございます。

5 目の財産管理費でございます。13 節、千綿駅の景観整備を図るため高中木の剪定と伐採の計上でございます。543 千円。

それから 10 目の電子計算費でございます。委託料に公営住宅使用料のコンビニ収納機能を図るためのシステム改修業務の追加業務等。それから農業振興地域整理データの見直しを行う為、対象地域のデータディスクを図る費用の計上でございます。

それから 11 目の地域づくり推進事業費につきましては、持家奨励補助金を計上追加しております。800 千円です。

それから 24 ページをお願い致します。2 款 1 項 12 目企業誘致対策事業費につきましては、19 節の高度情報通信基盤整備事業といたしまして、役場支局からエレナ MD センターまでの国道 205 号線への光ケーブルの増設に対する費用と致しまして、1,460 千円。

それから 13 目公共交通事業費につきましては、車検の際などの仮ナンバー登録修正業務の窓口が各市町にありますので、その事務を商工会に委託するものでございます。

それからとびまして 26 ページをお願い致します。3 款 1 項 3 目障害福祉費でございますが、13

節につきましては障害介護給付費の各種サービスの上半期の実績に伴います費用の追加と、それから旧法によるサービスの減額を、詳細を記しております。

それから 19 節につきましては、通所サービス利用促進事業費につきまして、前年度で基金事業が終了したことに伴います皆減でございます。

それから 20 節扶助費につきましては、自立支援医療、更正医療は対象者が生活保護へ移行されましたのでその分が減額となりました。それから心身障害者福祉医療費につきましては実績による追加。それから療養介護につきましては権限委譲が市町村にありましたので自立心身障害者の医療費の追加でございます。

29 ページお願い致します。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費でございます。13 節に児童健全育成事業委託料といたしまして 325 千円。これは基本額が改定になりましたのでこの分が追加でございます。

それから 19 節、20 節いずれも実績による追加でございます。

それから 2 目の児童運営費でございますが、保育所運営費につきましては、入所児童数の伸び、保護者の所得階層の精査、それから保育士の勤務年数による適用、保育単価の増額に対する追加費用の計上を行いました。それから保育対策等促進事業につきましては延長保育による児童数の増加。それから一時預かり保育事業につきましては週 3 日以内の一時預かり保育事業の計上でございます。それぞれ所用額を計上しております。

それから 30 ページをお願い致します。4 款 1 項 2 目予防費でございます。13 節個別予防接種委託料としまして 2,886 千円でございますが、これは不活化ポリオワクチン、小児麻痺のワクチンが 11 月から開始されましたので、これを加算した四種混合のワクチン接種の対象児童の予防接種委託料追加をしております。

それから飛びまして 32 ページ。6 款 1 項 4 目土地改良事業費につきましては、19 節坂本地区緊急地すべり等保全事業負担金につきましては、県営事業でございますが実施設計が完了しましたので工事費の伸びとなりまして負担金を追加するものでございます。

それから 33 ページ。7 款 1 項 2 目商工振興費 13 節でございます。これは国産品の、茶の需用拡大を図るための加工品開発といたしまして 350 千円。

4 目の道の駅管理費につきましては、道の駅増設の為の概略設計業務委託料としまして 1,500 千円。

それから 35 ページをお願い致します。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費につきましては、主要幹線 7 路線の、区画線の設置工事。それから補償費につきましては蔵本 4 号線改良に伴います建物移転補償費の追加でございます。

それから 4 目大野原高原線道路改良事業費につきましては、委託料が歩道設置による追加買収の為の用地測量。14 節は仮設歩道の借地料。それから工事費につきましては、交差点改良に伴います信号機移設等の工事費の追加。同じく補償費は電柱等移転補償費の追加でございます。

それから 36 ページ、8 款 3 項 1 目河川管理費につきましては、駄地地区の鳥越排水路転落防止策設置工事費でございます。

それから 37 ページ、8 款 5 項 2 目公共下水道費につきましては、下水道の受益者負担金システム、それからコンビニ収納業務費用に対する繰出金の追加でございます。

それから 3 目の公園費につきましては、旧ひさご荘跡地の利用計画作成等の企画設計業務等の計上でございます。

それから 38 ページ、8 款 6 項 1 目住宅管理費につきましては、空き家 4 戸分の補修費。それから役務費につきましては、駄地団地の敷地内の樹木剪定工費、それから 15 節につきましては計量法に基づく水道検針盤・メーター取替工事でございます。

つづきまして 40 ページお願い致します。8 款 8 項 2 目町道遠目中央線改良事業費につきましては、遠目公民館から県道大村嬉野線間の路線設計が確定いたしましたので工事費を用地交渉費に計上するものでございます。

それから 9 款 1 項 2 目非常備消防費につきましては、消防機械等の修繕費の追加。

それから 5 目の災害対策費につきましては、11 節が昭和 37 年からちょうど 50 年が経過いたしましたので災害 50 年記念誌の発行経費といたしまして 315 千円。18 節は防災力向上支援事業を受けまして各自治会で避難訓練等の防災資機材の購入費でございます。

42 ページ、10 款 2 項 1 目学校管理費につきましては、15 節に大楠小体育館天井ボード落下防止設置工事 800 千円。それから彼杵小の電波障害テレビ共聴施設移設工事費に 500 千円。18 節につきましては、中学校と同様に教育費給付金を活用しまして図書等の購入費用でございます。小学校 500 千円、中学校 500 千円。

それから 44 ページ、10 款 5 項 3 目教育センター分室でございます。15 節に 2,730 千円とございます。これは循環型社会への取り組みといたしまして、図書館に薪ストーブの新設工事を計上いたしております。

45 ページ、10 款 6 項 1 目保健体育総務費につきましては報酬が、各種スポーツイベント開催が例年を上回っておりまして、この後のスポーツ報酬に予算不足が生じる為でございます。

47 ページ、11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費につきましては、町道 2 箇所の、指定箇所の災害復旧工事の計上でございます。900 千円。

8 ページをお願いいたします。

2 歳入でございます。9 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金。地価の下落が影響しまして交付金が不当となりました。

それから 11 款 1 項 1 目地方交付税。財源留保分といたしまして普通交付税に 52,578 千円、特別交付税に 1,092 千円を一般財源として計上いたしております。

飛びまして 12 ページをお願い致します。15 款 1 項 1 目民生費国庫負担金。これは保育所運営費に対する 2 分の 1 の国庫負担金の追加。それから更生医療給付費負担金の減額に対する国庫負担金の減額。それから障害者自立支援給付費と同じく療養介護給付費の補正額に対する国庫負担金の追加でございます。

それから 14 ページお願い致します。16 款 1 項 1 目民生費県負担金につきましては、国庫負担金で説明しましたそれぞれの事項の補正額の 4 分の 1 の負担金の計上でございます。

それから 15 ページ、16 款 2 項 1 目総務費県補助金。消防費で計上いたしました防災資機材に対する補助金といたしまして 340 千円。

それから 2 目民生費県補助金につきましては、1 節の社会福祉費補助金につきまして、各種サービス事業の実績。それから新事業移行促進事業の終了などによりまして、補助金の減額となっております。

それから 7 目の災害復旧事業費県補助金につきましては、過年債の農地災害復旧事業瀬越し分の補助金の計上でございます。

18 ページをお願い致します。18 款 1 項 2 目教育費寄附金でございます。本町出身で愛知県在住

の西野きよみ様より学校教育寄附金といたしまして1,000千円をいただいております。

それから20ページをお願い致します。21款4項4目過年度収入でございます。いずれも前年度の実績に伴います返還金並びに精算金でございます。

それから5目の雑入につきましては、県体育協会から町民運動会助成金といたしまして200千円の交付を受けております。

それから21ページ。22款1項2目農林水産業債につきましては、坂本地区緊急地すべり等保全事業につきましては、地方負担額に対します自然災害防止事業債の追加でございます。

5目災害復旧事業債につきましては、過年度補助債瀬越し事業費特定財源控除後の地方負担額に100%を計上しております。

5ページをお願い致します。第2表地方債補正でございます。歳入債で計上致しました農林水産業債、坂本地区緊急地すべり等保全事業負担金の増額補正分。それから過年度補助災害復旧事業費の新規計上分でございます。

第1表歳入歳出予算補正並びに事項別明細書は積上げでございますので、説明を省略させていただきます。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を受けます。どうぞ。

○議長（森敏則君）

3番議員、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

33ページの、4目道の駅の管理費13節委託料です。それと37ページの3目公園費の中の13節委託料と関連しているのではないかとお尋ねをしますけれども、先程概略設計ということが出ましたが、以前ちょっと耳にしたところでは今の既存の道の駅を移すとかどこかでちらほらと出ている感じがいたすわけですが、やはりその概略設計を委託されるという事になりますと、ある程度の構想というのを町側が示しながら委託をされるのではないだろうかと思うわけです。結局ひさご荘跡地が約4,200平方メートルあったと思いますが、そこをやっぱり有効に使って東彼杵町の発信といいますか、そういうことで交流人口を増やしていけばいいなという思いはわかります。そういうことで主にどういった基本的な考え方、それと今の歴史資料館と一体となった考え方であろうと思いますが、その辺の詳細説明をお願いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員がおっしゃるとおり、33ページと37ページは委託料いずれも連携しております。一応考えておりますのは、引き移転の方もまちづくり課あたりで意見が出ておましてインターネットでも公表しておりますけれども、これは今現在の道の駅を、営業をしながらの引き移転になりますからまたこれに対しての負担も出てきますので、それは無理だろうということで現在の道の駅に、例えば増築とかあるいは隣接して増設とかそういう事を考えてみようかと考えております。それにあわせて、ひさご荘跡地の公園費につきましては、全体的なレイアウトを資料館と道の駅と駐車場も含めまして、どういう配置にした方がいいのか。一応他のまだ用地もたくさんありますので、例えばひさご荘跡地の東町の町道側に面した所、あそこあたりも広い土地が残りますので、そこにはまだ余地を残して、ここあたりはまた別途、今の増設ではなくて新たに何か町の方

で公募か何かできるような施設か何かを作ろうかと、それはまだまったくはいておりません。その手前の所謂駐車場の整備、それから売場面積を少し拡張したいと一番町民の皆さま方が願っておられますので、この辺の整理を一体的に計画、概略設計です。この後また実施設計とか入ってくるわけですが、おおむねどのくらいかかるのか、どういう例えば法規制、消防法とかがありますので、そんな規制とかあるのかを検証しながら今回お願いするものであります。

○議長（森敏則君）

3番議員、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

増設ということではありますが、その規模の面積です。そしてまた社長とも話した事があるのですが、現在大楠倉庫に鉄骨の倉庫が残っている訳ですが、今あまり中にはたいしたものが入っていないのではないかと思います、そういったものの移設あたりを考えてそれを売場としてもつていく考え、と言いますのは以前私も大楠地区の地区安全協会の委員をしておりまして、川棚警察署の方からそういうふうなことで、現在の駐在所を移したいというふうなお話がありましたので、あそこが一番今ある所からあまり動かないほうが地域の人もいいのではないだろうかという考え方があるようでございましたので、それを逆に県の方に土地など提供して、移設費用とかを県の方からいただいたりすればいいのではないかと考えている訳ですが、よろしくお願ひします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員がおっしゃるように、私も川棚署からそういう話がありました。勿論町のほうも場所があればどこかに移して、移した方が安いとなれば今あるものを活用したいのですが、解体移設となりますとかなりの金額になるものですので非常に決断しにくい状態ですので、1つの案として検討はしていきます。

○議長（森敏則君）

3番議員、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

ですから私が言いましたのは、そういった移設費用を逆にもし駐在所等をあそこに移設するなら県の方から捻出していただければ、町の負担がかからないという意味で言いました。検討をお願いします。

○議長（森敏則君）

次に6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

今回の補正予算とは直接関係ないのですが、実は東彼商工会から刊行物が私達議員の所に送られてきて、その中に東彼商工会で道の駅とひさご荘跡地利用の検討委員会とか何とか書いてあるわけです。その中に役場の職員さんも2名入るとかこういうふうな記述もあったのですが、これは町から依頼をされていたのかどうかそのへんを。私もこれはなんだろうかと思っただけです。ですから町とのかかわりはどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ちょっと私も存じておりませんので、内容はわかりません。

○議長（森敏則君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

直接町からはお頼みしていませんけれども、商工会独自でそういう会を立ち上げたものだと思います。一応町のほうにも案内きていますので、第1回目は私いけませんでしたが第2回目近日中に一応予定されていますので、出席してお話を聞きたいと思っております。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

町長がご存じないとはおかしいのではないかと思います。町有地でしょう。町の土地を、町の一番責任者である町長に何の打診とか連絡もなく、いわば他人の土地を自分達でああしようこうしようというのは、私はおかしいという気がするのですけれども、それは町長に対しても無礼です、何の連絡もないということは。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

たぶん私の考えによれば、道の駅だけに限定じゃなく地域の活性化、それを含めて委員会か何かをしているのではないかと考えているのですが。補足して産業振興課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（原田尚登君）

町長がおっしゃるとおりそういう形の中での活性化の委員会だというふうに解釈していますけれども。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今吉永委員がご指摘の通り、こういう重要な事をやっぱり地域活性化と言いながらも道の駅が入っているという事になれば当然私にも教えてもらって当然ですから、商工会の方にも十分職員にも注意したいと思えます。

○議長（森敏則君）

他に。

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

ちょっと関連しますけれども。あれに私は読んでみたのですが、あの老人ホーム跡地っていうことを明言されていると思うのですが。それであれには確かコンサルを入れて云々ということでした。ですからそれは先程これに関しては副長が座長として答申等を発表されておりました。ですからこれに関しては吉永議員が言うとおおり、町の財産に関してコンサルまで入れて自分達がやるというのは若干見当違いと感じもしないわけでもないのです。まして副長あたりが座長として答

申等も出されておりますし、小山田副長にも対して失礼な話ではないかなという気が私もしていますがそのへんはどうですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まったく私も初耳ですのでわかりませんのでコメントできません。あとで多分担当あたりが知っていると思いますので時間があれば委員会でもたお繋ぎしたいと思います。考え方も含めて説明します。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

44ページお願いします。教育センター分室の薪ストーブの件ですけれども、薪ストーブ、あれも暖房の質というのは非常にいいのです。こういったエアコン等とか石油ストーブ等に比べたら割と暖房の質がいい。それはもういいです。でも確かあれは手が掛かると言うか面倒くさい材料費も結構かかるのです。意外と薪がたくさんいるのです。あれは生ではまずダメ。最低1年くらいは乾かさないとストーブが傷むと、そういうことで非常に苦勞しているのを見ていますので。まあそこにストーブを置かれる事は決して悪いことでは無いと思うのですけれども、所謂薪の供給が定期的に安定的に出来るのかどうか、あとそこらへんの金額的なことですか、これの燃料費ですか212千円と言うのは。これがどれくらいの期間の212千円なのか。安定的に供給できるのか。供給先があるのか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この燃料費がまさにそうでございますけれども、補正予算が採択していただければ早くて1月末くらいに完成するかと思うのですけれども。まだわかりませんが当面2月と3月くらいまでの燃料費を概算ですけれども計上しております。これは今議員がおっしゃるように約半年間乾燥しないと、なかなか燃焼がしにくいという事で、現在町内の方もそういうのを作って現在売っておられます。波佐見でもかなり今材料不足になるくらい売れていますので、今例えば除間伐でも捨て切り間伐、こういう利用も経費算定をしております。うまい具合にいけば採算が単に儲かることではないですけれども、いくらかプラスになるようなことがあれば、町内の間伐材とか川棚、波佐見からでも大村からでも買っても良いですから、そういうのをどこか例えば森林組合あたりでやっていただければ、少しでも山に対して愛着が生まれてくると思っておりますので、順次そういう薪は今から2月3月を過ぎますとあとは夏場ですのでしばらくは必要ないですので、それから作って頂いて冬場に使うという方法でいけば一番いいかなと思っております。

○議長（森敏則君）

1番議員、福田君。

○1番（福田修君）

関連します。素朴な質問ですが、薪ストーブをたいた場合に煙がもれて出ないというわけないですよ。そうした場合、本に対する影響はないものでしょうか。よく田舎の家は、昔はすぼってましたけれども、まあ本自体が変色していくとそういったのはないのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かにまったく無いとは言えません。いくらか影響あるかと思えます。もちろん年数によって本の劣化もありますのでそれにふさわしいくらいで、特に大きな劣化はないかなと思っております。今のタイプは非常に完全燃焼型でよくひくような構造になっておりますので、勿論値段がボイラーより安かったらどんどん手前に出てきますけれども、かなり立派なものは完全に煙をひいていく構造になっております。ただ一番心配しておりますのは、煙突をどのへんにつけるのが一番問題ですのでそのへんが一番心配しております。

○議長（森敏則君）

1 番議員、福田君。

○1 番（福田修君）

煙は出ないかなと思えますが、若干やっぱりあります。それはそれとしてあとは火の管理、それをどう考えておられますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

管理は、今いわゆる囑託の方とかにお願いしておりますけれども、まだこの方あたりと話をしでどういう管理をしていくのか、今から協議をしていこうと思っておりますので十分火災等がないように注意をしながら、勿論特に今回お願いしたのは、子供達を集めて子供達の前であるようなことも考えておりますので、図書をしておられます方をお願いをしながら、もし不足ならば手当てをしなければならぬですけれども、まずはそのようにやってみようかと考えております。

○議長（森敏則君）

他に。ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 99 号は総務文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 15 議案第 100 号 平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

○議長（森敏則君）

次に 日程第 15 議案第 100 号 平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 100 号 平成 24 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)でございます。提案の理由が歳出の保険給付費は、一般被保険者療養給付費それから退職被保険者療養給

付費、一般被保険者療養費それから退職被保険者等療養費、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費で、11月までの支払実績によりまして大幅な不足額が見込まれますので、40,618千円を追加計上しております。また諸支出金につきましては、軽減税額遡及改正による一般被保険者保険税還付金及び退職被保険者等保険税還付金と、国保療養給付費負担金等前年度精算に伴う返還額が見込まれますので、12,295千円を追加計上しております。

なお財源といたしましては、療養給付費交付金、財政調整基金繰入金、前年度繰越金を追加計上いたしております。詳細につきましては町民生活課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町民生活課長。

○町民生活課長（富永勝君）

それでは議案第100号平成24年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について代わりまして説明いたします。

予算書歳出8ページをお願い致します。2款1項1目一般被保険者療養給付費に1,816千円の追加補正を行うとあります。それにつきましては、4月から11月までの8ヶ月間に364,725千円を支出しておりますが、実績により不足が見込まれる為に今回追加をお願いするものです。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費に22,100千円の追加補正を行うものでございます。これも4月から11月分で、37,403千円を既に支出しておりますが入院等の増によりまして高額の請求が増えております。このままいきますと予算不足が見込まれますので今回追加をお願いするわけでございます。

2款1項3目一般被保険者療養費に970千円の追加を行うものでございます。これも11月までの実績で2,950千円支出しておりますが、年度末までに支出の不足が見込まれますので追加をお願いするものです。

2款1項4目退職被保険者等療養費168千円の追加ですけれども、これも年度末までに不足が見込まれる為に追加をお願いするものです。

次に9ページお願い致します。2款2項1目一般被保険者高額療養費14,867千円の追加補正を行うものであります。これも11月までの実績によりまして年度末までに大幅な予算不足が見込まれる為に追加補正をお願いするものです。

同じく2款2項2目退職被保険者等高額療養費、760千円の追加補正をおこなっているものです。これにつきましても一般被保険者と同様に、実績によりまして予算不足が見込まれるために追加をするものであります。

10ページをお願い致します。8款1項1目特定健康診査等事業費の時間外勤務手当125千円の追加補正の行うものです。特定検診につきましては、受診率の向上に向けて未受診者に対する夜間電話勧奨等を今後実施するために追加をお願いするものです。

11ページをお願い致します。11款1項1目一般被保険者保険税還付金744千円追加補正をおこなうものです。これは先程議案89号で説明致しました軽減額の誤謬賦課におきます過年度保険税過誤納返還金として追加をお願いするものです。

11款1項2目退職被保険者等保険税還付金56千円の追加であります。これにつきましても、一般被保険者保険税還付金と同じく、軽減額の誤謬賦課の過年度保険税過誤納返還金として追加をお願いするものでございます。

11 款 1 項 3 目償還金 11,495 千円の追加であります、これは平成 23 年度の国民健康保険療養給付金等負担金実績によります前年度精算の返還金が生じますので追加をお願いするものでございます。

戻っていただきまして 5 ページお願い致します。歳入 4 款 1 項 1 目療養給付費交付金につきまして、平成 25 年度退職被保険者にかかる療養給付金等の交付額が確定しましたので、当初予算計上分との差額 4,392 千円を追加計上するものです。

6 ページお願いします。9 款 1 項 1 目 1 節国民健康保険財政調整基金繰入金、36,351 千円の追加補正でございますが、今回予期せぬ医療費の増加となる見込みですので財政調整基金を取り崩して今回の補正の財源とするものであります。なお取り崩した後の財政調整基金額が 222,429 千円となります。

7 ページお願いします。10 款 1 項 1 目 1 節繰越金 12,358 千円の追加補正でございますが、今回の補正財源として留保しておりました繰越金の全額を追加補正するものでございます。

戻っていただいて 1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積上げですので説明を省略させていただきます。以上で終わります。よろしくお願いします。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

この 12 月の時点で財源不足ということで、突発的な病気とか疫病が流行ったということではなくて、すべてにおいてトータルで 40,000 千円。これはちょっと、どういう予算の算定をされたのか疑わないと仕方ない感じの金額だと思うのですが。これはどういう理由ですか 40,000 千円もの額が不足するというのは、どういう算定をされたのか、そここのところの説明をお願いしたいのですが。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご指摘の通りまもなく 3 ヶ月で終わろうとしている時期に非常に多額の補正をいたしまして大変申し訳ないと思っておりますけれども、この中身を見てみまして理由と致しましては、あとで課長の方からも説明させますけれども、やっぱり高額医療といいますか医療費の増額です、これがのきなみ予想つかないくらい増えております。それから勿論年度間の精算金もあっておりますので詳細につきましては担当の課長にさせます。町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町民生活課長。

○町民生活課長（富永勝君）

当初予算につきましては、過年度の実績等を考慮いたしまして予算を設定しています。これにつきましては 23 年度の実績等で見込み、24 年当初予算を組んでおります。今町長が申しましたように、今年特に高額の入院患者が把握しているだけでも 3 件ございます。まず人工透析、心筋梗塞、がんそれで 10,000 千円ちかく掛かっておられる方もおります。予期せぬ医療費が掛かった

ということで、すでに退職者につきましてはもう前年の実績くらいがすでに支払いが行われた厳しい状況であります。これに基づきまして私達も日々、先程も言いました様に特定検診を受けてもらって軽いうちの受診を受けて医療費を下げるということを考えて、今回も特定検診受診率向上を目指している所でありますので。私共は絶対この医療費につきましては払わないという事はありませんので、私達も少ないことだと思っております。議員がおっしゃるとおり、当初でそれだけ読めればよかったですけれども、なかなか医療費というのは個人の病気のことでもありますので、予期せぬ事が多々あるかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森敏則君）

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

今の説明でいきますと首を縦に振らなければならないところもありますし、いいとは思うのですけれども、だいたい現在1つの病気で1人の人が病院に掛かってということで高額にあげている事情もわかりはするのですが、ただあまりにも安易に予算の計上と言うか当初予算の。経費削減、無駄を省けこれは当たり前のことであるのですけれども、本来の上げるべき金額を上げきれなくて、それで12月の時点で40,000千円の補正をしなければならないのかというようなことがあります。ありはしないかという意味ではいつでも予算は出てくるというような考え方で、外部に宣伝する時は当初予算のうちはこれだけでやれるのですよというやり方をして、中身はどんどん膨らんでいくと言う可能性があるわけです。だから算定をもう少し線引きとか根拠を明らかにするとか、あるいは算定の時に初めから12月までを当初予算で、こういう言い方をしたらおかしいのですけれども、してあと3か月分を12月までの支出にあわせて見込みを3か月分補正で組みますといわれた方がかえってわかりやすいと思うのです。3月までの予算を組んでいて40,000千円足りませんでしたというよりもそっちの方がいいかなと思うのです。だから算定をもう少し厳密に見ていかなければならないのではないかと、そういう患者が出てきた場合、あと10,000千円は上乗せしとくとかそういう予算でも良いかと思うのですけれども。どうですか町長そういう考え方は。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まさに議員がおっしゃるようなことで、前提で作っているのですがどうしても例えばインフルエンザとかそういう高額医療とか、確かに1人あたりの医療が、例えばガンの治療も新しい治療方法でかなり高度な治療になりますと高いのです。人工透析とかされる方も高いし新生物のがん患者、そういう方がどんどん増えております。そういうことで余裕持って計算は要求の時にしてあるのですけれども、それをオーバーするようなことなのです。ですから先程課長が言いますように、今回は特定検診で今50%に上がってくるようになっております。一生懸命職員ががんばりまして昨年は40%いきましたけれども、今回は特定検診で50%まで上がってきまして、県内でも結構そういう町民の方の意識が高まったと思ひます。そうして早いうちに病気を見つけないことになれば、安い医療費で済むわけですから町民の方の協力もいりますし、病気にかからないように運動とかしてもらうのが基本です。努力はしていますけれども本当に予想通り行かないのが実態で、私も決裁してござりまして本当毎月全然違うなと考へもします。だから非常に厳しいのですけれども、そういう貴重な財源ですので補正せざるをえなかつたというのをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（森敏則君）

次に4番議員、堀君。

○4番（堀進一郎君）

今の関連になるのですが、佐藤議員に説明されることを質問したかったのですけれども。その他に特にこの療養費、それと高額医療、これが23年度の実績と比べたら、この時期に本当にびっくりするほど上がってきております。それでなぜこういうふうに上がったのかということで解析でもされておればそれを尋ねたかったのですが、特に退職被保険者、この保険の医療費が23年度の実績からいけば25,000千円ほど上がっております。それと高額医療も全く一緒に退職者の保険、これもだいたい4倍上がっております。それで何が原因かなど。やはり今後はこういう原因を追究しながら、解析しながら、さっき町長が言いますように事前に健康診断と言いますかそういうものを大いにアピールしていくという事に繋がっていくと思います。予算の問題にしてもやはり実績によって予算を組むしかございません。それはそれでいいと思います。それで退職被保険者が今の時点で24年度に特にこう大きかったと、大きく増えたという何か特別な要因があったらちょっとそれを説明してもらいたい。そして今後その対策をどういうふうに考えていこうと思っておられるのか。

○一△一

町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民生活課長。

○町民生活課長（冨永勝君）

退職者医療が伸びた原因は先程も言いました様に、人工透析の方が今年おられました。何ヶ月間別はずっと手術から毎月の透析、それも10,000千円以上掛かっておられます。この方が今現在は人工透析で身障者になられましたので、後期高齢の方に移行されましてその方の医療費について今後は退職者の方から出したいと思うのですけれども、先程佐藤議員が言われますように予期せぬ病気が発生するというのが、退職者の場合60歳になられたら国保の退職者の方に入ってもらえます。特に今現役世代は気を張ってばりばり仕事をされて、それをリタイアされてゆっくりされたあとに病気が発生されるというようなこと、私も前国保を担当している時そういうこともありました。特に退職者の方につきましては、リタイアあとの体のケアにつきましては、先程言いました検診を受けて十分ケアをしてもらって、医療費が上がらないように努めてもらいたいと私達担当としても思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（森敏則君）

次に2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

11ページの返還金のことですが参考までにお尋ねしたいのですが。この利子についてですけれども、やはりこの原因は徴収側の誤謬によって起きたこととございまして、やはりこの利息については所謂一般市場の平均的な金利なのか、少なくとも誤謬に対してのペナルティということで若干のプレミアがついているのかどうかちょっとそのへんの所をお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

例えば23年度12月に補正など取ります。増額します。しかし今度1、2、3で少なくなる場合があるのです。予測が。そしたら補助金を貰い過ぎということになりますから、利息ではなく償還金、所謂今まで国庫負担金貰っていたのを前年度分の精算という事で

○—△—

違う。

—△—△—

○—△—

税務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦君）

償還金としておりますが賠償金みたいなものですがけれども。償還金につきましては一応要綱を作っております。今までございませんでしたので作っておりますけれども、もともとの返すべきものは返すと、プラス俗に言う還付加算金というのがあるのですけれども、額はハッキリ言いまして税法上で、先程言いました3千いくらと1件当たり1,200円ですので1年当たり。ですから還付加算金をつける場合、1,000円未満の端数及びもともとの税額が2,000円なかったら切り捨てるようになっていきますので、一応税法による還付加算金で利息分はお返ししますという風な事で、今回要綱を作らせていただいておりますので、今回お返しする分には利息相当は計算上付かないという形になります。以上です。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

それはそういう計算になると思いますけれども、仮に金額がからんだ場合にプレミアというかそういった規定外に対するのがあるのかないのか。

○議長（森敏則君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（三根貞彦君）

勿論法に決まっておりますので。加算金につきましては24年度分まで入れて5年間分については還付加算金を税法上付けるようになります。それ以前の分につきましては、お見舞金としてお返ししますので、それは要綱によってなるのですけれども、先程言いましたように要綱上は税法にならって還付加算金の計算にしていますので、高くなりましたが2,000円超えれば勿論期間によって加算金がついてくると、利息相当分がついてくるという事になります。以上です。

○議長（森敏則君）

1番議員、福田君。

○1番（福田修君）

もし私が認識不足だったら申し訳ないですが、先程の特定検診の件で、1人親方とか1人で仕事をされている方がたくさんいらっしゃいます。そういう人達が月曜日から土曜日とかまで絶対仕事を休めない。日曜日にされるようになれば私達も行けるのだけどというお話を何人かお聞きしたのです。そういう中で日曜日に特定検診をする、そういった構想とかあるのかないのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう制度は全国的にしているところはあります。コンサルの委託とかそういう方法もあります。東彼杵郡の方は平日にやっておりますので、都合をつけてやるように努力はしておりますが詳細につきましては担当の課長から説明させます。町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町民生活課長。

○町民生活課長（冨永勝君）

土日の特定検診の受診につきましては、やっている自治体もあります。私達が今委託しているのは県の健康事業団の方に委託しておりますので、そちらとの日程調整ができれば私達も日曜日に1日でもやりたいと思っております。それにつきましては担当の方と事業団とのまた今後に向けての日程調整に絡んできますので、今後その件につきましては検討していきたいと思っております。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第100号は総務文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 16 議案第 101 号 平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

○議長（森敏則君）

次に 日程第 16 議案第 101 号 平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 101 号 平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) でございます。

提案理由の理由といたしまして、今回補正の主なものは、歳出につきましては、業務費における一般管理費 2,147 千円を追加計上いたしまして、国庫負担金の内示額により建設費の工事請負費 35,589 千円、補償補填及び賠償金 9,100 千円をそれぞれ減額いたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金 1,367 千円を追加計上し、使用料 2,217 千円、国庫負担金 22,722 千円、下水道建設事業債 20,500 千円をそれぞれ減額しております。詳細につきましては水道課長から説明させます。慎重審議の上、適正なる決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（森敏則君）

水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

議案第 101 号を代わりまして説明致します。

11 ページの歳出をお願い致します。1 款 1 項 1 目一般管理費の 2 節から 4 節でございますが、7 月の職員の人事異動による不足額を計上させて頂きました。それから 13 節委託料につきましては、下水道受益者負担金のコンビニ収納への対応と、住民記録システムと連動させまして受益者台帳及び負担金事務を、正確迅速に推進する為のシステム導入化に掛かる経費を追加計上させて頂きました。

12 ページをお願い致します。1 款 2 項 1 目排水費 11 節需用費につきましては、修繕費を追加しております。これは当初予算で 2 款の施設費建設費で計上しておりました修繕費を、1 款の排水費に科目更生させていただきます 1,550,000 千円と合わせまして 3,276 千円を計上致しました。13 節委託料は業務委託の実績見込により 3,256 千円を減額しております。

2 款 1 項 1 目下水道建設費の 11 節需用費につきましては 1 款業務費の運営費に科目更正をいたしました。1,500 千円を減額しております。また補助事業の交付決定によりまして 15 節で 35,589 千円を減額いたしました。また 22 節補償補填及び賠償金につきましては、電線、電話等の支障となる物件が減少しましたことから 9,100 千円の減額といたしております。

次に歳入の 7 ページをお願い致します。2 款 1 項 1 目使用料につきましては、接続分世帯 762 戸に加えまして新規加入が 30 戸程度と見込まれます。大変申し訳ございませんが当初予算計上時におきまして過大に算定をしておりました使用料の減額をさせていただくものでございます。

それから 8 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目につきましては、補助金の交付決定額が減となっているため 22,722 千円を減額致しました。

9 ページの 5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は歳出で説明致しました下水道受益者負担金システム導入にかかわる経費の一部として 1,367 千円を追加計上させて頂きました。

10 ページ。8 款 1 項 1 目下水道事業債は下水道建設費の減に伴い 20,500 千円減額致しております。

戻りまして 3 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費補正につきましては、歳出でご説明致しました下水道受益者負担金システム導入業務委託にかかるものでございますが、コンビニ収納にかかる納付の取り扱い手続きに期間を要しまして年度内完成ができない見込みでありますので繰越金として補正をお願いするものでございます。なお納付書の発行は 5 月初旬を予定しております。新年度になってからはシステム回収が間に合わない状況にあります。

次に 4 ページの第 3 表地方債補正につきましては限度額の変更によるものでございます。

あとは積上げでございますので説明は省略します。よろしくをお願いします。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 101 号は産業建設常任委員会に付託します。

○議長（森敏則君）

予定しておりました日程はすべて終了しましたが、只今議会運営委員長から監査請求に関する

決議が提出されました。この決議を日程に追加し、追加日程第 1 とし、ただちに議題とする事についてを採決します。

お諮りします。この決議を日程に追加し、追加日程第 1 としてただちに議題とする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがってこの決議を日程に追加し、追加日程第 1 としてただちに議題とする事を決定しました。

ここで発議配付のため休憩します。

暫時休憩（午後 02 時 29 分）

再 開（午後 02 時 30 分）

追加日程 第 1 発議第 5 号 監査請求に関する決議

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

追加日程第 1 監査請求に関する決議を議題とします。提出者の説明を求めます。

橋村議会運営委員長。

○議長（森敏則君）

2 番、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

監査請求に関する決議。地方自治法第 98 条第 2 項の規定により次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果を請求するものとする。

記 1、監査を求める事項

蔵本公民館トイレ改修にかかるまちづくり交付金の支出命令が適法になされているか。

2、監査結果の報告

平成 24 年 12 月 18 日まで

3、提出の理由

まちづくり交付金の支出命令の確認を求める為。以上でございます。

○—△—

委員長まだ。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長に対する質疑を行ないます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

これで委員長に対する質疑を終わります。

○議長（森敏則君）

これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それでは討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから監査請求に関する決議を採決します。

お諮りします。この決議の通り決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって監査請求に関する決議は可決されました。

○議長（森敏則君）

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散 会（午後 02 時 33 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

議 長 森 敏 則

署名議員 佐藤 隆善

署名議員 樋口 庄次郎